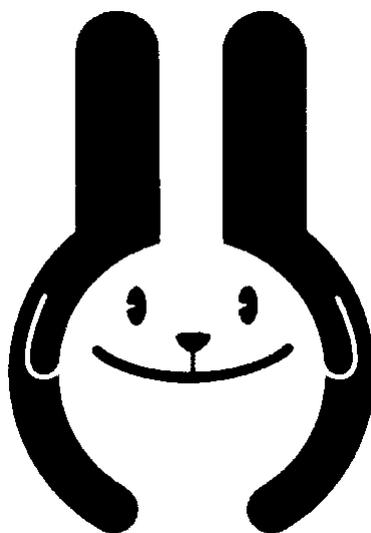


改定版 2022年10月

このガイドブックは2022年10月から発効する改定内容を掲載したものです。大切に保管してください。

エコロたすけあい制度 ガイドブック

組合員どうしのたすけあいのしくみ



エコロとは「はい、どうぞ」という意味のイタリア語です。困った時に手を差し伸べあつてたすけあうという想いが込められています。マスコットキャラクターはウサギのエコぴょん。一見可愛いウサギですが、逆さにしてみると両手が図案化されています。

生活クラブ生活協同組合都市生活



はじめに

あったらいいな！こんなたすけあい

2016年10月、エコロたすけあい制度はスタートしました。

地域コミュニティが希薄化したといわれる昨今、生活クラブ生協は「人と人とのつながりづくり」に力を入れて取り組んできました。組合員からも「困りごとを頼める人がいなくて辛かった体験」を耳にする機会が増えています。そのような現状を背景に、組合員どうしのつながりと、たすけあえる関係をつくり出していきたいとの願いから創設された制度です。

それから5年を経て、すべての組合員を対象とした「エコロたすけあい制度 アンケート」を実施しました。組合員の暮らしの実情や制度に対する要望を把握し、もっと使いやすく、さらに暮らしの役に立つ制度づくりに生かしたいと考えたのです。そして今回、多くの組合員の声を盛り込んだ改定版が出来ました。

アンケートからは「出来ることがあればお手伝いをしたい！」という熱い想いも寄せられました。同時に「だけど今は動けない」「体力的に無理」という方もたくさんいることが分かりました。お手伝いの形は色々あると思います。エコロたすけあい制度は、実際に手を差し伸べることが出来なくても、みんなの掛金が誰かの役に立つ共済の仕組みです。加入することで、誰かのお手伝いをすることが出来ます。

ちょっと人の助けを借りたいときに、身近にたすけあえる関係があることは心強いものです。生活クラブ生協は、エコロたすけあい制度を通じて、「困ったときはお互いさま！」と言える組合員どうしのたすけあいの輪を広げていきます。



目次

はじめに・目次—— 1

どんなたすけあいが行われているの？—— 2

エコロたすけあい制度とは—— 3

依頼のしかた—— 4

制度のきまりごと—— 5

保障内容（暮らしのケア①～③）—— 6～8

保障内容（生協活動のケア）—— 9

保障内容（つながりづくりの応援）—— 10～11

申請書類・加入申込書—— 12～22

規約・細則—— 23～24

エコロたすけあい制度の問い合わせ先・コーディネートの相談窓口—— 裏表紙





どんなたすけあいが行われているの？（保障内容の抜粋）

暮らしのケア

- ① あなたに何かあった時の、自分や家族のケア _____ 6
- 体調不良のため託児をお願いしたい
 - 通院やリフレッシュのため子どもの面倒をみてほしい
 - 産前産後時の簡単な家事を頼みたい
 - 通院や入院時の付き添いをしてほしい
 - 高齢の家族の見守りをお願いしたい
- ② 作業手伝い、話し相手、相談、留守時の家のケア _____ 7
- 家庭内のひとりでは出来ない簡単な作業を手伝ってほしい
 - ちょっとした話し相手になってほしい
 - スマホやタブレットなどの電子機器の使い方を相談したい
 - 家を不在にする際、ペットの世話をしてほしい
- ③ 消費材の当日保障 _____ 8
- 配達当日に、玄関脇に配達された消費材がカラスによる被害を受けた

生協活動のケア

- 企画や催し物に参加した際の託児料が無料になる

つながりづくりの応援

- ① エッコロサークル _____ 10
- 共通の趣味を楽しんだり、気軽にたすけあったり出来る仲間がほしい
- ② エッコロ講座 _____ 11
- 自分の特技を活かして、人が集える講座を開きたい



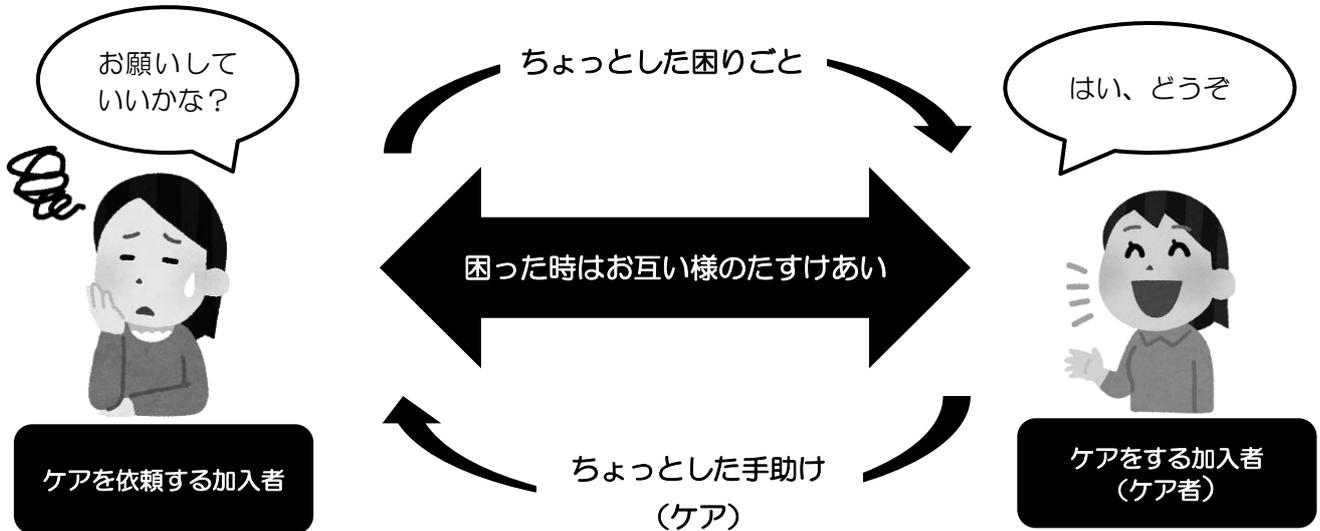
エコロたすけあい制度で使う「用語」について

加入者	エコロたすけあい制度に加入している組合員のこと。
ケア	困った時はお互い様の気持ちで行う、ほんのちょっとしたお手伝い。
ケア者	お手伝いをする加入者。
ケア金	<ul style="list-style-type: none"> ● ケア者に支払われる給付金のこと。加入者みんなからの「ありがとう」の気持ちです。 ● ケアを依頼した方は、ケア者に対して直接ケア金を支払う必要はありません。
家族の定義	同居・別居を問わず、親・子・配偶者・祖父母・孫、および兄弟姉妹（配偶者の兄弟姉妹を含む）のことです。
コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> ● 身近にケアをお願いできる加入者がいない際、依頼者にかわってケア者を探す人のことです。（依頼のしかたについてはP4を参照のこと） ● コーディネーターも皆さんと同じ組合員であり加入者です。
生協活動	生協活動とは、理事会・クリエイター会議・支部ミーティングや理事会が主催する各会議などの企画運営にたずさわる活動、ならびにほっとコミなどの企画や催し物に参加することを指します。



エコロたすけあい制度とは

組合員どうしの“身近なたすけあい”を支えるしくみが、エコロたすけあい制度です。ちょっとした困りごとと、ちょっとした手助けをつなぐしくみを、みんなの力で創りあげていく、生活クラブ都市生活独自の共済制度です。



100円の掛け金

～毎月の掛け金は“ちょっとした手助け”の第1歩～

- 組合員であれば誰でも加入できます。加入者は掛け金として、毎月100円を拠出します。(掛け金は毎月の共同購入代金と一緒に引き落とされます)
- その掛け金を原資として、“ちょっとした手助け”をしたケア者に対し、ケア金を給付します。
- いざという時の自分自身のためにも、そして誰かのためにも、役立つお金が掛け金です。実際にケア者にならなくても、掛け金自体がすでに“ちょっとした手助け”の始まりなのです。

ケアとケア金

～身近なたすけあいには、おおぜいの加入者が必要

ケア金は全ての加入者からの「ありがとう」のメッセージ～

- ケアを依頼する者も、ケアをするケア者も、どちらも加入者に限ります。
- 例えば、知り合いの組合員が加入者であれば双方でケアしたり、受けたりすることが出来ます。
- ケア者が多ければ多いほど、身近なたすけあいが活発になります。そのためには、加入者自身が知り合いの組合員に声をかけるなど、加入者を増やしていくことも必要となります。
- ケア金は、ケア者に対する個人的なお礼ではなく、労働の報酬でもありません。全ての加入者からの、たくさんのありがとうのメッセージです。

保障内容

～生活クラブ都市生活のオリジナルの制度だから

保障内容もみんなの力で育てていける～

- 「暮らしのケア」「生協活動のケア」「つながりづくりの応援(エコロ講座とエコロサークル)」から構成されます。
- 「暮らしのケア」には年間の利用限度回数(利用できる上限の回数)があります。(利用限度回数についてはP6からの保障内容をご覧ください)
- 制度を活用し、加入者を増やしていくことによって、さらに組合員どうしのたすけあいに役立つ制度へと充実させていくことができます。



依頼のしかた

① 困りごとを依頼できる人がいる

知り合いの組合員（この制度の加入者）にケアをお願いできるケース

ケアをしてくれる人に直接依頼する

- 知り合いの組合員・加入者に自身で直接依頼をします
- 依頼内容がガイドブックの保障内容に該当しているかを確認してからケアを実施して下さい

ケアの実施

ケア金の「申請」をする

- ケア金の申請は依頼者が行います
- 申請書はケア実施後 30 日以内に提出して下さい



コーディネーターにお願いする場合は1週間前に連絡するんだよ。



困ったわ

② 困りごとを依頼できる人がいない

身近にケアをお願いできる組合員（この制度の加入者）がいないケース

依頼出来る人がいない場合はセンターへ連絡

- ケア実施予定日の1週間前までにセンターへ連絡をして下さい
- ただし、コーディネーターの活動時間は月曜日～金曜日です
※ 盆・正月は休みです

センターからコーディネーターへ連絡

コーディネーターがケア者をさがす

コーディネーターから依頼者に結果を連絡

ケア者が見つからない

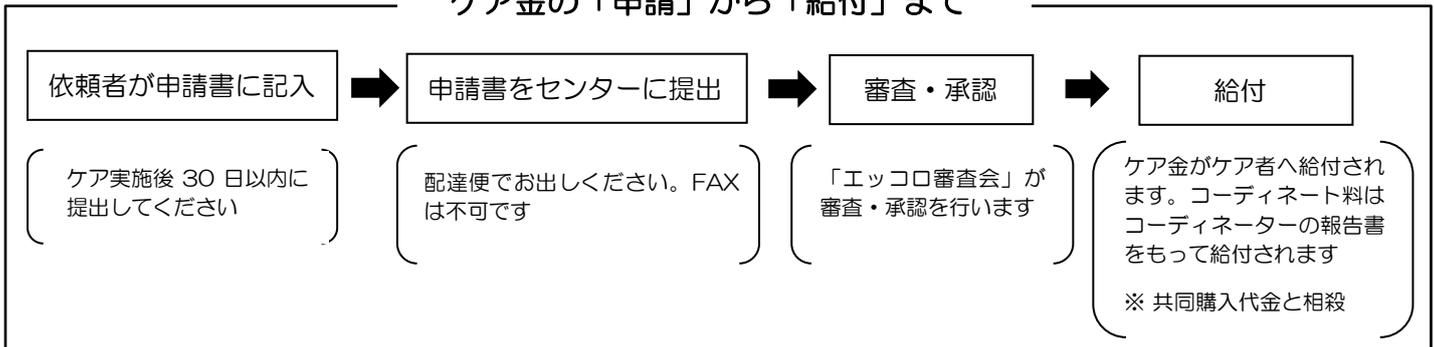
ケアの不成立

ケア者が見つかる

ケアの実施

ケア金の「申請」をする

ケア金の「申請」から「給付」まで





制度のきまりごと

加入したいとき	<ul style="list-style-type: none"> ● 加入申込書に必要事項を記入して、事務局に提出してください。 ● センターで受理した日付をもって、共済の発効が始まります。 ● ただし、「生協活動のケア（P9）」の「集団託児」のみ、開催会場での当日加入として受理し、即日発効します。
解約したいとき	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎月20日を締め切り日として、解約を受け付けます。
掛け金について	<ul style="list-style-type: none"> ● 掛金は100円です。毎月の共同購入代金と一緒に引き落とされます。 ● 加入された直後の初回掛け金については、毎月20日を加入の締め切り日（共同購入代金と同様の締め切り日）とし、翌月の12日に引き落としをします。 → 例：21日に加入した場合、その翌々月の12日に引き落とす
ケアの約束ごと	<ul style="list-style-type: none"> ● ケアは組合員の善意によるものです。日常的な範囲での手助けとし、特別な資格や経験を必要とするケアは含めません。 ● 基本的に1ケア（1回のケア）は2時間程度を想定しています。それ以上の時間がかかっても1ケア（1回のケア）とします。また、10分程度のケアであっても1ケアとします。 ● ケアにかかる交通費については、依頼者の負担とします。
ケア金について	<ul style="list-style-type: none"> ● ケア金はケア者に支払われ、共同購入代金と相殺して給付となります。
コーディネートのこと	<ul style="list-style-type: none"> ● ケア者探しをコーディネーターに依頼する場合、ケア実施予定日の1週間前までにセンターへ連絡をしてください。 ● ただし、コーディネーターの活動時間は月曜日～金曜日です。※盆・正月は休み ● 残念ながらケア者が見つからない場合があることもあらかじめご了承ください。 ● コーディネーターへはコーディネート料として1件につき800円が給付されます。残念ながらケア者が見つからなかったケースについても400円（半額）が給付されます。 ● 車を使うケアの依頼はお受けできません
申請書について	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請は基本的には依頼者が行います。ただし、依頼者同意のもと、ケア者が代筆することは構いません。 ● 申請書は事由発生後30日以内に提出してください。月末（毎月の最終日）が申請の締め切り日です。月末を過ぎると次回の審査になります。 ● 各申請書はガイドブックの書式をコピーしてお使いください。生活クラブ都市生活のWEBサイトからもダウンロードできます。



ケア者保障保険について

- エッコロたすけあい制度に定められている全てのケアについて、「ケア者保障保険」が適用されます。
- この保険はケア者が家を出てから、ケアを終えて帰宅するまでの間を保障します。
- 事故が発生した場合は、速やかにセンターに連絡をしてください。

傷害保険 (ケア者本人)	死亡：300万円 入院：3,000円/日（180日間限度） 通院：2,000円/日（90日間限度）
賠償責任保険	身体賠償：1億円 財物賠償：1億円

※ ケアに自動車が使われた場合の自動車事故については、保障の対象にはなりません。当事者間の合意のもとで行われた「車を使ったケア」については、その車両によって引き起こされる事故に関し、生協は一切の責任を負いません。



保障の内容

暮らしのケア

① あなたに何かあった時の 自分や家族のケア

暮らしのなかで、加入者自身に何か起き、自分自身の困り事や、家族に関する困り事がある時のケアです。ケア終了後に申請書を提出することで、ケア者にケア金が給付されます。

⇒ 申請用紙は P14 **暮らしのケア①②共通**

どんな時に使えるの？

あなた

- 加入者の体調不良（入院前後・在宅療養中・産前産後）、急な不調の時
- 加入者の精神的不調やその予防のため、リフレッシュしたい時
- 加入者に用があった時（仕事も可）、予定がある時
- 家族に困り事や不調がある時



どんなことが頼めるの？

- 家族のケア（見守り・送迎・家事代行）

家族の定義 → 同居・別居を問わず、依頼者が主に行っている、保育・養育・介助・介護のいずれかを必要とする家族を指します（想定では、子や孫、高齢の家族、障がいのある家族）

- あなたのケア（付き添い・送迎・家事代行）

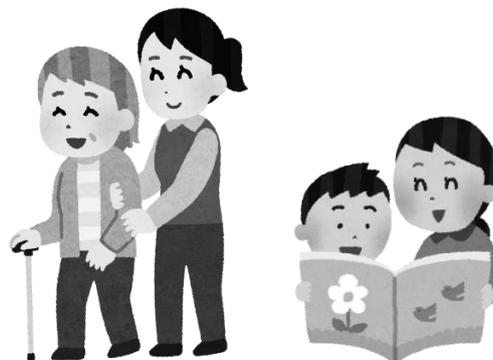
例えばこんなこと

- 「退院後、体調が戻るまでの食事作り（おかずの差し入れ）」
- 「急な用事（仕事を含む）や体調不良時の、保育園のお迎えと預かり」
- 「買い物中の、自宅やキッズスペースでの子どもの見守り」
- 「在宅ワーク時の、子どもの世話」
- 「上の子が不調で病院に行く際の、下の子の預かり・見守り」
- 「障がいのある子どもや、高齢な家族の移動への付き添い」
- 「移動に不安がある際の付き添い」
- 「高齢で困難になった買い物やゴミ出しの代行」



ケア金と年間限度回数について

- ケア者には 1 ケア：800 円のケア金が給付されます
- 年間限度回数（利用できる上限の回数）は、P6～7 の「暮らしのケア①②」合わせて合計 12 回まで



注意事項

- ※ 同居・別居を問わず、家族間のケアは対象外です。
家族の定義 → 親・子・配偶者・祖父母・孫、および兄弟姉妹（配偶者の兄弟姉妹を含む）
- ※ 当事者間の合意のもとで行われた「車を使ったケア」については、その車両によって引き起こされる事故に関し、生協は一切の責任を負いません。

② 作業手伝い、話し相手、相談 留守時の家のケア

※ 以前は「65歳以上」が対象になっていましたが、今回の改定にともない年齢制限を外しました

暮らしのなかで人手が必要な時、一人では解決できない困り事がある時、気持ちが落ち込みそうな時に、加入者どうしてたすけあうしくみです。ケア終了後に申請書を提出することで、ケア者にケア金が給付されます。

⇒ 申請用紙は P14 **暮らしのケア①②共通**

どんな時に使えるの？

- 作業のための人手が必要な時
- あなたが家を不在にする時
- ちょっと手を貸してほしい時
- 気持ちが落ち込みそうな時



どんなことが頼めるの？

〈作業〉

- 家庭内作業の手伝い（例…草引き、書類整理）
- 一人ではできない家具の移動手伝いや、窓ふき、布団干し、電球の交換
- 水漏れなど、家の損害による片付けの手伝い



〈話し相手〉

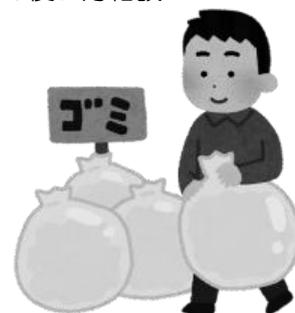
- 話し相手になってもらう

〈相談(使い方)〉

- スマホやタブレットなどの電子機器の使い方相談、zoom や LINE などアプリの使い方相談
※「使い方」はケア者個人の分かる範囲での対応になります。

〈家を不在にする際のケア〉

- ゴミ出し・水やり・ペットの世話・郵便物の回収など



例えばこんなこと

- 「部屋の片付けを一緒にする」
- 「話し相手になってもらう（他に頼みごとがなくとも可）」
- 「スマホの不具合の対処（わかる範囲で）」
- 「zoom での企画参加の操作（本番当日 or 前もって）」
- 「家庭菜園の収穫手伝い」「ゴミステーションに行けない時の、ゴミ出しの代行」
- 「帰宅できない時の、ペットの食事の世話」
- 「X日間旅行をする際の、郵便物の預かり」



ケア金と年間限度回数について

- ケア者には 1 ケア：800 円のケア金が給付されます
- 年間限度回数（利用できる上限の回数）は、P6～7 の「暮らしのケア①②」合わせて合計 12 回まで

注意事項

- ※ 同居・別居を問わず、家族間のケアは対象外です。
家族の定義 → 親・子・配偶者・祖父母・孫、および兄弟姉妹（配偶者の兄弟姉妹を含む）
- ※ 営利を目的とした作業（内職など）のお手伝いは対象外とします。
- ※ 当事者間の合意のもとで行われた「車を使ったケア」については、その車両によって引き起こされる事故に関し、生協は一切の責任を負いません。

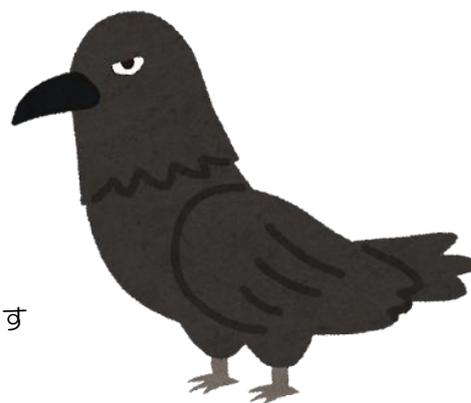
※ 旧ケア名「共同購入保障」

配達当日の消費材に生じた事故を保障することによって、安心して共同購入を利用することができます。

⇒ 申請用紙は P15 **暮らしのケア③消費材の当日保障**

どんな時に使えるの？

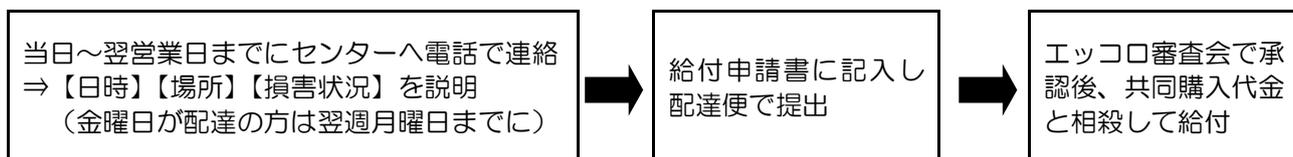
- 配達当日、組合員が荷分け中や運搬をしている際に消費材を破損させた時
- 盗難が発生した時
- カラスや猫などの動物による損害が発生した時 ※ペットは除く



どんなことが頼めるの？

- 自損・他損を問わず損害実額を支給します（共同購入代金と相殺）
- ただし、年間の申請回数は3回まで、合計金額は1万円までとします

申請のしかたについて



決まりごとについて

- 玄関ドアの外側の事故に限ります
- 玄関ドアの内側での事故は当日であっても対象外です
- 必ず配達当日か翌営業日にセンターへ連絡をして下さい



※ 旧ケア名「組合員活動保障」

生協活動を行う際、参加する際、加入者どうしてたすけあったり、延長保育の実費を支給するしくみです。

⇒ 申請用紙は P16～17 **生協活動のケア①②**

どんな時に使えるの？

- 委員やスタッフなどとして生協活動の企画運営にたずさわる時
- 企画や催し物などの生協活動に参加する時



どんなことが頼めるの？ ケア金や決まりごとは？

こんなことが頼めます	ケア金額や決まりごと
委員やクリエイターなどとして生協活動の企画運営に携わる時の 家族のケアや家事援助	<ul style="list-style-type: none"> ● ケア者には 1 ケア 800 円が給付されます ● 家族間のケアは対象外
委員やクリエイターなどとして生協活動の企画運営に携わる時の 延長保育や一時預かり費用の実費支給	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請された実額（上限 800 円）を給付します（共同購入代金と相殺） ● 金額・日時のわかる証明書が必要
企画や催し物などの生協活動に参加する時の 集団託児	<ul style="list-style-type: none"> ● 加入者の託児費は無料となります（企画や催し物での当日の加入も可） ● 託児スタッフには 1 ケア 1,500 円が給付されます ● 申請の際はスタッフや理事のサインが必要



集団託児と託児スタッフへの給付について

- 集団託児とは、加入者が講演会や学習会、その他の企画や催し物に参加する時、開催場所で子どもたちを集団で預けることです。
- それまでエコロ未加入だった方が企画当日に受付で加入を済ませ、託児費を無料で集団託児に子どもを預けることも出来ます。
- 集団託児の託児スタッフは特別な資格や経験を有しません。
- なお託児スタッフに給付されるケア金は、当日 8 時以降に託児がキャンセルになった場合は半額の 750 円となります。ただし、警報等により企画が中止となった場合は適用外です。
- 2 時間を超える場合は 1 ケア 2,000 円となります。

つながりづくりの応援

エコロサークルとエコロ講座によって、加入者どうしの出会いの場や、気軽に交流できる機会を作り出し、“人と人とのつながりづくり”を応援していきます。

① エッコロサークル

⇒ 申請用紙は P18 **つながりづくりの応援①**



エコロサークルってなに？

- 子育て・食育・健康・老後・生活文化をテーマに同じ目的をもった複数のメンバーで結成し、共通の趣味を楽しんだり、エコロ講座（次ページ参照）の開催を通して、気軽にたすけあえる関係を育てていくことを目指した自主的な活動組織です。
- また、サークルメンバー以外の人との出会いと交流の場をつくることによって、地域にたすけあいの輪を広げていく機能も果たしていきます。

メリットは？

- 年間の活動補助を年度のはじめ、または結成時に、代表者に支給します。
 - ・1名につき800円／上限5,000円（例：3人で活動⇒2,400円 7人で活動⇒5,000円）
 - ・この活動補助は、サークルとして交流をする際のお菓子やお茶の購入費にも使えます。
- 年度内にメンバーが増えた場合は申請書を出し直してください。受理後、追加で800円／人を支給します。ただし、すでに上限5,000円を支給しているサークルは除きます。

決まりごとについて

- 3名から結成できます（全員エコロ加入者である事が条件）
- 年度末（3月）に一年間の「活動報告書」を必ず提出。その際に、継続する／しないの意思を伺います。

「たすけあえる関係」を広げるために・・・

「公開エコロサークル」

エコロサークルが主催し、サークル以外の方やエコロ未加入者にも参加を呼び掛ける企画です。企画内容は「エコロ講座」の開催に限らず、普段の集まりでも構いません。サークルのメンバーを増やし、たすけあいの輪を広げていくために、ご協力をお願いします。

開催の告知（内容・会場・参加費など）は毎月発行の「エコロレター」で行いますので、開催希望のサークル代表者は開催日の2ヶ月前までに開催告知用紙を提出してください。

⇒ 開催告知用紙は P19 **つながりづくりの応援②**

子育て・食育・健康・老後・生活文化などをテーマとして組合員どうしが学びあう場がエコロ講座です。登録講師は21名（2022年9月現在）。同じ組合員だから安心！講座の開催をきっかけに、組合員どうしが顔見知りになったり、さらに親睦が深まったりと、“人と人とのつながりづくり”に役立てて欲しいとの思いから作った仕組みです。どしどし活用してください。

登録講師になるにはどうすればよいの？

⇒ 申請用紙は P20 [講師登録申請書](#)

- エッコロたすけあい制度への加入が登録講師の条件となります。以下の要項、ならびにP20の講師登録申請書に記載されている注意事項をお読みのうえ、講師登録申請書を提出して下さい
- 講座のテーマは子育て・食育・健康・老後・生活文化に当てはまるものとし、約2時間程度で終了する内容とします。（実開催・オンライン開催も選択できます）
- 講師料はご自身で設定できます。また、材料や準備物などが必要な場合は、あらかじめ講師登録をする際に記入して下さい。
- 勧誘・営業・販売行為に該当するなどの理由から、登録をお断りする場合がありますことをご了承下さい。



エコロ講座は誰が、どうやって開催するの？

⇒ 申請用紙は P21 [エコロ講座 開催申込書・報告書](#)

- エッコロサークル・支部・個人（都度相談）から申請を受ける形で開催します。登録講師が自ら主催する訳ではありません。その申請内容を登録講師に伝え、その後、申請者（主催者）と登録講師との間で詳細を打ち合わせ開催します。
- エッコロ講座一覧から開催したい講座を選び、開催予定日の1ヶ月前までに、P21のエッコロ講座開催申込書を提出して下さい。また開催後は、同じP21の開催報告書を提出して下さい。

経費はどうなるの？

- 参加者から徴収する参加費については、主催者（エコロサークル・支部・個人）が設定します。
- 講師料と交通費については開催当日、主催者が講師に支払います。
- 主催者がエコロサークルの場合は、エコロたすけあい制度から講師料（上限3,000円）と講師の交通費を支給します。（年度内1回限り） ⇒ 申請者の共同購入代金と相殺して支給



「例えばどんな講座があるの？」

最新のエコロ講座一覧はこちら→





申請書について

- 次ページ以降は、「給付申請書」「登録申請書（エコロサークルの結成）」「公開エコロサークル 開催告知用紙」「エコロ講座 講師登録申請書」「エコロ講座 開催申込書・報告書」「加入申込書」を掲載しています。
- 申請をされる方はコピーをしてお使い下さい。生活クラブ都市生活の WEB サイトからもダウンロードできます。

生活クラブ都市生活

検索

- 記入された申請書は配達便で提出して下さい。FAX ではお受けできません。

給付申請書

- 暮らしのケア①②共通 —— P14
(ガイドブックのP6~7に掲載されている保障内容が申請できます)
↓
※P13の「記入例」を参考に記入して下さい
- 暮らしのケア③消費材の当日保障 —— P15
(ガイドブックのP8に掲載されている保障内容が申請できます)
- 生協活動のケア①「集団託児」 —— P16
(ガイドブックのP9に掲載されている「集団託児」が申請できます)
- 生協活動のケア②「延長保育など」 —— P17
(ガイドブックのP9に掲載されている「延長保育など」が申請できます)

とっても助かったわ！
ケアから30日以内に
申請書を配達便で出せば
いいのね。



ケアを依頼した加入者

その他

- 登録申請書 —— P18
(ガイドブックのP10に掲載されている「エコロサークル」を結成する時に提出して下さい)
- 開催告知用紙 —— P19
(ガイドブックのP10に掲載されている「公開エコロサークル」の開催を告知する時に提出して下さい)
- エコロ講座 講師登録申請書 —— P20
(ガイドブックのP11に掲載されている「エコロ講座の登録講師」になりたい方は提出して下さい)
- エコロ講座 開催申込書・報告書 —— P21
(ガイドブックのP11に掲載されている「エコロ講座」を開催する時や、開催した後に提出して下さい)
- 加入申込書 —— P22



生活クラブ都市生活 御中

下記エッコロたすけあい制度の事由発生により、ケア金の請求をします。

記入日	2022年11月1日		
依頼者名 (あなたのお名前)	都市 せい子	組合員コード	〇〇〇〇〇〇〇〇
		電話番号	△△△-△△△-△△△△

■ ケア報告

必須 (空欄の無いようにして下さい)			
事由発生日	2022年10月28日(金)	ケア時間	11時00分~13時00分
ケア者氏名	名谷 えり子	ケア者の組合員コード	□□□□□□□□
ケア内容	<ul style="list-style-type: none"> ● どれか一つを選んでください。 □あなたのケア ■家族のケア □作業手伝い、話し相手、相談、留守時の家のケア ● 当日のケアの様子を記入して下さい <p>下の娘(2才)を同じ班の友だちに預かってもらいました。</p>		
依頼した理由	上の子がケガをして病院につれていかなければならなかったのでは。		
ケア者について	※同居・別居を問わず、家族間のケアは対象外です。 <input type="checkbox"/> 知人友人関係 <input checked="" type="checkbox"/> 班・エッコロサークル(班・エッコロサークルの名前 チューリップ班) <input type="checkbox"/> 以前にもケアをしてもらった関係 <input type="checkbox"/> 今回コーディネーターに紹介してもらった(コーディネーター名:)		
アンケート (任意)	「助かった」あるいは「もっとこうしてほしい」などご意見があれば、今後の参考のためにお聞かせください。 急なお願いだったのですが、こころよく預かってもらえて助かりました。		

ご記入いただいた個人情報は、エッコロたすけあい制度の適切な運用をはかるために活用させていただきます。

事務局記入欄			
センター 受付日	月 日	審査不可の場合の理由	
審査日(エッコロ審査会)	月 日		
ケア金の給付金額	円	給付日	月 日



給付申請書

- ※ コピーして使って下さい
- ※ 太字枠内を記入して下さい
- ※ 回数の上限は12回/1年間

生活クラブ都市生活 御中

下記エッコロたすけあい制度の事由発生により、ケア金の請求をします。

記入日	年 月 日		
依頼者名 (あなたのお名前)	組合員コード		
	電話番号		

■ ケア報告

必須 (空欄の無いようにして下さい)			
事由発生日	年 月 日 ()	ケア時間	時 分 ~ 時 分
ケア者氏名	ケア者の組合員コード		
ケア内容	<ul style="list-style-type: none"> ● どれか一つを選んでください。 <input type="checkbox"/> あなたのケア <input type="checkbox"/> 家族のケア <input type="checkbox"/> 作業手伝い、話し相手、相談、留守時の家のケア ● 当日のケアの様子を記入して下さい 		
依頼した理由			
ケア者について	<p>※同居・別居を問わず、家族間のケアは対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 知人友人関係 <input type="checkbox"/> 班・エッコロサークル (班・エッコロサークルの名前) <input type="checkbox"/> 以前にもケアをしてもらった関係 <input type="checkbox"/> 今回コーディネーターに紹介してもらった (コーディネーター名:) 		
アンケート (任意)	「助かった」あるいは「もっとこうしてほしい」などご意見があれば、今後の参考のためにお聞かせください。		

ご記入いただいた個人情報は、エッコロたすけあい制度の適切な運用をはかるために活用させていただきます。

事務局記入欄			
センター 受付日	月 日	審査不可の場合の理由	
審査日 (エッコロ審査会)	月 日		
ケア金の給付金額	円	給付日	月 日

暮らしのケア

③消費材の当日保障



給付申請書

※ コピーして使って下さい
※ 太字枠内を記入して下さい

生活クラブ都市生活 御中

下記エココたすけあい制度の事由発生により、ケア金の請求をします。

発生当日にセンターへ連絡していない方は申請出来ません

記入日	年 月 日		
依頼者名 (あなたのお名前)	組合員コード		
	電話番号		

■ 消費材の当日保障 (旧・共同購入保障)

事由発生日	年 月 日 ()	<input type="checkbox"/> 発生当日、センターに連絡済み	
被害内容	<input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 動物による被害 <input type="checkbox"/> 盗難 <input type="checkbox"/> その他 ()		
被害品目	数量 (割合)	金額 (税込み) 割合に応じておおよそ	
(例) トマト ※ トマトがカラスによる被害を受けた	1 kgのうち 3 割ほど	217 円	
		円	
		円	
		円	
		円	
請求合計金額		円	

事務局記入欄			
センター 受付日	月 日	審査不可の場合の理由	
審査日 (エココ審査会)	月 日		
ケア金の給付金額	円	給付日	月 日



給付申請書

※ コピーして使って下さい
 ※ 太字枠内を記入して下さい

生活クラブ都市生活 御中

下記エコロたすけあい制度の事由発生により、ケア金の請求をします。

記入日	年 月 日	主催者名	
企画名称		企画時間	時 分～ 時 分

■ 託児の依頼者リスト (エコロの欄：加入の場合「○」 未加入の場合「200円」を記入)

	組員コード	組員氏名	子どもの名前	月齢	性別	エコロ	出欠
1				歳 ヶ月			
2				歳 ヶ月			
3				歳 ヶ月			
4				歳 ヶ月			
5				歳 ヶ月			
6				歳 ヶ月			
7				歳 ヶ月			

■ 託児スタッフリスト (エコロの欄：加入の場合「○」)

	組員コード	組員氏名	エコロ
1			
2			
3			
4			
5			
6			

託児時間
時 分～ 時 分
(該当する給付金額に○を) @750円 @1,500円 @2,000円 × 託児スタッフ 名
ケア金の請求金額
合計 円

活動証明者記入欄 (会議や企画の主催者 2名)	
----------------------------	--

ご記入いただいた個人情報は、エコロたすけあい制度の適切な運用をはかるために活用させていただきます

事務局記入欄		
センター 受付日	月 日	審査不可の場合の理由
審査日 (エコロ審査会)	月 日	

ケア金の給付額	合計 円	エコロ預かり金 円	給付日 月 日
---------	------	-----------	---------

生協活動のケア
②
延長保育など



給付申請書

※ コピーして使って下さい
※ 太字枠内を記入して下さい

生活クラブ都市生活 御中

下記エコロたすけあい制度の事由発生により、ケア金の請求をします。

記入日	年 月 日	組合員コード	
依頼者名 (あなたのお名前)		電話番号	
<input type="checkbox"/> 支部クリエイター <input type="checkbox"/> 参加者 (モニット) <input type="checkbox"/> 参加者 (一般) <input type="checkbox"/> それ以外			

加入者の生協活動のケア (ケア者に依頼した場合)

■ ケア報告 (以下に当日の様子などを記入して下さい)

事由発生日	年 月 日 ()	ケア時間	時 分 ~ 時 分
企画、会議、委員会名		開催時間	時 分 ~ 時 分
ケア者氏名		ケア者の組合員コード	
ケア内容			
活動証明者記入欄 (会議や企画の主催者が証明して下さい) →			

加入者の生協活動のケア (延長保育の保障)

延長保育の領収書など、金額の根拠・証明になるものを添付して下さい

事由発生日	年 月 日 ()		
企画、会議、委員会名		開催時間	時 分 ~ 時 分
延長保育先		延長保育時間	時 分 ~ 時 分
延長保育の請求金額 ※上限 800 円まで	合計	円	<input type="checkbox"/> 領収書などを添付済み
活動証明者記入欄 (会議や企画の主催者が証明して下さい) →			

ご記入いただいた個人情報は、エコロたすけあい制度の適切な運用をはかるために活用させていただきます。

事務局記入欄			
センター 受付日	月 日	審査不可の場合の理由	
審査日 (エコロ審査会)	月 日		
ケア金の給付金額	合計	円	給付日 月 日



生活クラブ都市生活 御中

エコロサークルを結成、あるいはメンバーを追加しますので申請します

- 新規（初めて）結成します
 メンバーを追加します

記入日	年 月 日	サークル名	
代表者名		組合員コード	

■ サークルのテーマや結成の経緯

テーマ (当てはまるものに○)	子育て	食育	健康	老後	生活文化
結成の目的や 実現したいこと					
メンバーの間柄や 結成の経緯					

■ サークルメンバーの名簿

	個配・班名	組合員コード	組合員氏名	エコロ 加入確認
1	個・班 ()			
2	個・班 ()			
3	個・班 ()			
4	個・班 ()			
5	個・班 ()			
6	個・班 ()			
7	個・班 ()			

ご記入いただいた個人情報は、エコロたすけあい制度の適切な運用をはかるために活用させていただきます

エコロサークルのきまりごと

- 子育て・食育・健康・老後・生活文化などをテーマとして活動をしてください。
- メンバーは3名以上とし、全員が組合員でありエコロたすけあい制度の加入者です。なお、メンバー以外の加入者にサークルの紹介（情報公開）を行うことをご了承ください。
- 1サークルに1年間の活動補助として、800円/人を支給します。
- 年度末に必ず活動報告書をお出しください。

事務局記入欄

センター 受付日	月 日	審査不可の場合の理由	
審査日（エコロ審査会）	月 日		
補助金の給付金額	合計	円	給付日 月 日



生活クラブ都市生活 御中

下記の通り公開エッコロサークルを開催しますので告知します。

「エッコロレター」に募集の告知を出すため開催日の2ヶ月前までに提出

記入日	年 月 日	サークル名	
代表者名		組合員コード	

■ 「公開エッコロサークル」告知のための情報

開催日時	年 月 日 () 時間… : ~ :
開催場所	
テーマと内容	● タイトル『 』
テーマ (当てはまるものに○)	子育て 食育 健康 老後 生活文化

事務局記入欄

センター 受付日	月 日	審査不可の場合の理由
審査日 (エッコロ審査会)	月 日	



エッコロ講座 講師登録申請書

生活クラブ都市生活 御中

下記の通り講師の登録を申請します。

記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

氏名	組合員コード	連絡先（日中連絡のつく電話番号）
お住まいのエリア		最寄り駅
講座の分野	子育て ・ 食育 ・ 健康 ・ 老後 ・ 生活文化	
講座名	講師料（講師に支払う金額） ※材料費については下記「開催の条件事項」に記入して下さい 円	
講座内容		
所要時間	人数の上限 ※ただし最少催行人数は5人以上とします	
開催の条件事項 ※ 「材料費」・「主催者が用意する器具备品」・「会場の条件」・「開催可能な曜日や時間帯」・「参加者の持ち物」・「子どもの同伴は可能か否か」など具体的にお書きください。		
オンラインによる開催（右記のどちらかに○を） → 可能 不可能 ※ zoom などを使ったリモート開催が可能な方は、講座のイメージや留意事項（開催の条件や気になる事）など有ればお書き下さい。 記入内容をふまえて打ち合わせをいたします。なお、生協からの機材の貸し出しや通信費の補助は行っておりません。		

1. 登録講座について

- 勧誘・営業・販売行為は行わないでください。
- 上記に該当すると認められる講座や、その他、理事会の判断により、登録をお断りする場合があります。
- 講座で使う材料については、できるだけ生活クラブの消費材を使用してください。

2. 講師料と交通費について

- 開催時に主催者が支払います。

3. 講座の開催について

- 開催の申し込み（開催日の1ヶ月前までに）を受けた担当者から講師に連絡を入れ、講座の開催を確定します。その後、開催申請者（主催者）と講師で直接、詳細を打ち合わせます。

事務局記入欄		
センター 受付日	月 日	審査不可の場合の理由
審査日（エッコロ審査会）	月 日	



エコ講座・開催申込書

生活クラブ都市生活 御中

下記の通りエコ講座の開催を申し込みます。

記入日	年	月	日
サークル名/支部名			
代表者の連絡先	氏名	組合員コード	電話番号

希望する講座	講座No.	講座名
--------	-------	-----

事務局記入欄				
センター受付日	年	月	日	受付者(サイン)

----- 切り取り -----



エコ講座・開催報告書

生活クラブ都市生活 御中

下記の通りエコ講座を開催しましたので報告します。

記入日	年	月	日
サークル名/支部名			
代表者の連絡先	氏名	組合員コード	電話番号

開催した講座	講座No.	講座名					
開催日時	年	月	日	時	分~	時	分
開催場所							
参加人数							
当日の様子や感想など							

開催補助額(サークルのみ)	(上限3000円)					
給付申請額	講師料	円	交通費	円	合計	円

事務局記入欄				
センター受付日	年	月	日	受付者(サイン)



加入申込書

生活クラブ都市生活 御中

エコロたすけあい制度に加入します

※太字枠内を記入して下さい

記入日	年 月 日	組合員コード	
氏名 (ふりがな)		電話番号	
住 所			

簡単に加入の動機をお書きください ※今後の活動の参考にさせていただきます
 (例:「制度の趣旨に共感したので」など)

★★★★★★★ 以下の「ケア者登録」は加入の条件ではありません ★登録できなくても加入できます★ ★★★★★★★

あなたのできることで「ケア者登録」(任意)もお願いします

ケア者登録をします () 検討します ()

- コーディネーターからケア依頼の連絡をさせていただきますので、日中連絡の取れる電話番号を記入して下さい。
- 「ケア者」には傷害保険ならびに賠償責任保険が適用されます。なお、ケアに自動車が使われた場合の自動車事故については保障の対象にはなりません。

できそうなケアに○を	ケアに行ける範囲、条件など 例) 自転車で移動できる範囲、平日の午前中だけ
子どもの送迎や一時預かり	
家族の世話	
家事援助	
通院や入院時の付き添い	
介護が必要な家族の見守り	
その他 (庭の手入れ、カ仕事など)	

依頼されて困ることがあればお書きください 例) 腰痛があり重いものを運べない

コーディネーターからの連絡先 (日中、連絡の取れる電話番号)

事務局記入欄

センター受付日	年 月 日	受付者 (サイン)
---------	-------	-----------



エコロたすけあい制度 規約・細則

エコロたすけあい制度 規約

(目的)

第1条 生活クラブ都市生活・エコロたすけあい制度（以下エコロ制度という）は、生活クラブ生活協同組合都市生活（以下生協という）の組合員が地域における相互扶助の機能を高めるために、たすけあいのしくみをつくり、第2条に掲げる活動内容を行うことを目的とします。

(活動内容)

第2条 生協は加入者から掛け金を受け取り、契約期間中に発生した以下の事由に対して保障を行うものとします。

1. 暮らしのケア

- (1) 加入者のケア（付き添い・送迎・家事代行）
- (2) 家族のケア（付き添い・送迎・家事代行）
- (3) 家庭内作業の手伝い
- (4) 話し相手
- (5) 電子機器の使い方などの相談
- (6) 水漏れなど、住宅に損害が生じた際の手伝い
- (7) 家を不在にする際のゴミ出し、草木の水やりやペットの世話、郵便物の回収など
- (8) 消費材の当日保障

2. 生協活動のケア

- (1) 加入者の生協活動の企画運営にたずさわる時の家族のケアや家事援助
- (2) 加入者の生協活動の企画運営にたずさわる時の延長保育・一時預かりの費用保障
- (3) 集団託児

3. 人と人とのつながりづくりの応援

(エコロ制度の管理・運営)

第3条 エコロ制度の自律的かつ円滑な運営を図るために、理事会が委任する委員会が管理・運営を行います。

(理事会が委任する委員会の議決事項)

第4条 理事会が委任する委員会は、生協の総代会・理事会の決定に基づき、次の事項を議決します。

- (1) エコロ制度事由発生の処理に関する事項
- (2) エコロ制度内容の検討に関する事項
- (3) エコロ制度事業案の策定に関する事項
- (4) その他、エコロ制度運営上必要とされる事項

(加入者の範囲)

第5条 加入者とは、加入者本人とその同居家族とし、加入者となることができる者は生協の組合員とします。

(加入手続き)

第6条 生協に申請し、生協の受理をもってします。

(掛け金および払込方法)

第7条 掛け金は月額100円とし、毎月生協の指定する日までに生協に払い込むものとします。

2. 掛け金の払込方法は、別に定める細則によります。

(効力の開始)

第8条 効力の開始は、申し込みが受理された日よりとします。

(給付金の受取人)

第9条 給付金の受取人は、加入者本人とします。

(契約期間)

第10条 契約期間は4月1日より翌年の3月31日までとし、本人の申し出がない限り継続します。

2. 解約方法は別に定める細則によります。

(契約の変更)

第11条 加入者は契約の成立後、次の事項が生じたときは、遅滞なく生協に届けるものとします。

- (1) 加入者の氏名の変更
- (2) 加入者の住所の変更

(契約の消滅)

第12条 加入者が生協を脱退したとき、または死亡したとき消滅します。

(払込猶予期間および失効)

第13条 掛け金の払込猶予期間は、払込期日の翌日から3ヶ月とします。

2. 払込猶予期間が過ぎても、なお掛け金が払い込まれない場合、契約は払込期日の翌日午前0時にさかのぼって失効します。ただし、理事長があらかじめ事実関係の調査を行い、必要と認めるときはこの限りではありません。

(事由発生の報告)

第14条 加入者またはその家族は、事由が発生したときは、速やかに事由発生状況を生協に報告し、所定の手続きを取るものとします。

(給付金の支払い請求)

第15条 事由が発生したときは、その発生日から30日以内に申請書を提出し、給付金の支払いを請求するものとします。

2. 給付金の請求手続きを事由発生から1年間怠ったとき、生協は給付金の支払い義務を免れます。

3. 申請時も生協の組合員であることとします。

(給付金の支払い)

第16条 給付金は、事由内容を規約および細則にそって、理事会が委任する委員会が審査し、支払うものとします。

(調整)

第17条 給付金の支払いに関し、生協と受取人の間に疑義が生じたときは、理事会が委任する委員会において調整するものとします。

(業務委託)

第18条 生協はエコロ制度活動を行うため、他団体に活動業務を委託することができるものとします。

(細則)

第19条 生協はこの規約に定めるもののほか、エコロ制度活動のための手続き、その他の業務執行に必要な事項は、別に定める細則に基づいて活動するものとします。

(附則)

第20条 この規約は、2016年10月1日から施行するものとします。

2. この規約の改廃は、生協の理事会において行うものとします。
3. この改正規約は、2018年6月1日から施行するものとします。
4. この改正規約は、2022年10月1日から施行するものとします。

エコロたすけあい制度 細則

(総則)

第1条 エコロたすけあい制度規約第19条に基づき、制度の執行に必要な事項はこの定めによるものとします。

(家族の定義)

第2条 規約に規定する「家族」とは、同居・別居を問わず、親・子・配偶者・祖父母・孫および兄弟姉妹（配偶者の兄弟姉妹を含む）とします。

(入院の定義)

- 第3条 規約に規定する「入院」とは、医師の診断により治療が必要であり、かつ自宅での治療が困難なため、病院または診療所に入り、継続して医師の管理下において治療に専念することが必要であるとされた時とします。
2. 「病院」とは、医師法に定める病院または診療所とします。ただし、柔道整復師法に定める施術所等は病院に準ずるものとします。

(在宅療養の定義)

第4条 規約に規定する「在宅療養」とは、家庭において治療に専念する必要がある、かつ日常生活に支障を生じた状態とします。

(契約期間をまたがる事由の取り扱い)

第5条 事由が契約期間をまたがって継続した場合、その事由は前年の契約期間に通算するものとします。

(生協活動の定義)

第6条 規約に規定する「生協活動」とは、理事会・クリエイター会議・支部ミーティングや理事会が主催する各会議などの企画運営にたずさわる活動、並びにほっとコミなどの企画や催し物に参加することを指します。

(掛け金の払込方法)

第7条 規約第7条の掛け金の払込方法は、毎年度の協同購入代金の支払いと同一の方法で払込むものとします。

(解約方法)

第8条 規約第10条の2で規定する解約方法は、解約届を毎年度20日までに受付、解約できるものとします。

(保障内容)

第9条 規約第2条で規定する「契約期間中に発生した各事由に対する保障内容」および第15条に規定する「支払い請求に必要な申請書」は別表のとおりとします。

(ケアおよびケア者の定義)

第10条 「ケア」とは日常生活を円滑にするために支援することをいい、ケア者とはそれを行う者をいいます。医療資格を必要とする看護や介護は含めないものとします。

(附則)

第11条 この規約は、2016年10月1日から施行するものとします。

2. この規約の改廃は、生協の理事会において行うものとします。
3. この改正規約は、2018年6月1日から施行するものとします。
4. この改正規約は、2022年10月1日から施行するものとします。



エコロたすけあい制度
問い合わせ先・相談窓口

生活クラブ都市生活
☎ 078-904-3260